

建設業関係業務に係る新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

(建設業許可、経営事項審査、解体工事業登録、浄化槽工事業登録、住宅瑕疵担保履行法に係る報告)

長野県建設政策課建設業係

建設業に関連する許可等の申請につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、4月16日(木)から当面の間、対面による審査に代えて、次のとおり対応することとします。

1 申請方法について

(1) 建設事務所での申請

現在は申請時に対面により確認・審査を行っているところですが、一旦申請書類をお預かりする形としますので、申請の際には「建設関係業務申請受付票」を併せて提出をお願いします。

なお、経営事項審査及び建設業の許可申請については、従来通り事前に日程の予約を行いますのでご理解願います。

(2) 郵送による申請

現在の建設事務所での申請に加え、郵送による申請も可能とします。なお、郵送による申請に際しては、以下の点に注意願います。

- ① 提出先は、営業所の所在地を管轄する建設事務所総務課です。
- ② 一般書留などの記録が残る方法で郵送してください。
- ③ 現在申請の際に原本の提示により確認させていただいている資格証明書等の書類につきましては、当該書類のコピーを添付願います。なお、原本の提出が必要な書類につきましては、従前のおり提出をお願いします。(書類の不足や不備により修正が必要な場合には、職員が電話・FAX等により連絡します)
- ④ 現在、建設事務所で手交している許可通知書の交付及び副本の返却について、郵送による送付を希望する場合には、レターパックライト又はレターパックプラスを同封のうえ送付願います。(ご依頼主様保管用シールは剥がさないで同封してください。同封がない場合や料金が不足する場合には、従来どおり手交します。)

2 提出書類の省略について

特に郵送受付の場合書類が大量となることが想定されますので、提出・提示書類については下のとおり取り扱うこととします。(持参の場合も同様の取扱いとします。)

<経営事項審査>

現在、工事経歴書に記載された全ての工事について契約書・注文書・請書等の提示を求めているところですが、業種及び公共元請・民間元請・下請けの区別に金額上位5件の工事に係る契約書・注文書・請書等の提出・提示によることとします。

※ 具体的な取り扱いについては、それぞれの建設事務所にお問い合わせください。